

静岡県環境影響評価連絡会議委員からの意見等に対する事業者の見解
 ((仮称)函南太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書) (追加)

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
1	全般	3、10、12、15	林地開発許可申請図書と方法書の不整合に関する当該意見に対する貴社の回答のうち、「方法書を正」とするものについては、適時、林地開発許可の変更手続きが必要です。 (会議資料意見No.6, 11, 16)	工事期間、パワーコンディショナーの台数、発電出力・発電機の枚数について、方法書に合わせて変更致します。	森林保全課
2	全般	110	方法書P113の図3.2-5は、国土利用計画計画図(森林地域)ではなく、地域森林計画対象民有林の区域を表示してください。 (P113の国土利用計画図(森林地域)についても、図面の錯誤と思われます。) (会議資料意見No.38)	準備書において修正致します。	森林保全課
3	全般	181	意見(土砂災害危険箇所)の項目の削除)についてに対する事業者見解がないので、回答してください。 (会議資料意見No.53)	「土砂災害危険箇所」の項目は、土砂災害警戒区域の指定が完了しているため、削除致します。	森林保全課
4	全般	206	凡例における誤字を修正してください。 (誤:交通緑等調査地点⇒正:交通量等調査地点) 要約書の関連箇所も同様に修正してください。	準備書において修正致します。	道路企画課
5	全般	207、208	沈砂池の設置予定箇所について、仮設沈砂池の設置予定箇所についても明らかにしてください。 (会議資料意見No.66)	資料を添付致します。	森林保全課
6	全般	-	林地開発許可申請書類と事業区域が一致していないため、確認のうえ訂正してください。	確認し、変更が必要な場合は変更致します。	森林保全課
7	全般	-	沈砂池について、仮設の施設を示す場合は、本設沈砂池との区別がつくように「仮設沈砂池」と表記してください。 (会議資料意見No.3)	仮設の施設を示す場合は、本設沈砂池との区別がつくように「仮設沈砂池」と表記致します。	森林保全課
8	大気・振動	26、27、190、191	P184表4・1・3の「粉じん等」「振動」については、「造成等の工事施工による一時的な影響」を項目として選定されない理由を説明してください。特に「粉じん等」については、造成工事中における影響が最も大きいことが想定されるため、工事用車両走行に伴う影響とは別に、評価の実施を検討してください。 (会議資料意見No.28、58、60)	環境影響評価では造成等の一時的な影響(粉じん等、振動)は、道路環境影響評価マニュアル等では建設機械の稼働に伴って発生するとしてあります。したがって、工事の種類ごと(バックホーとトラックとか建設機械の組合せ)に粉じん等の発生強度(kg/m2)や建設機械の機側4mの振動レベルが原単位として予測に使用されます。	森林保全課
9	大気	206	大気環境の調査位置(騒音・振動)のうち交通量調査地点について、県道と交差する町道の取り付けを考慮し、地元住民等の車両走行が多いと考えられる地点を設定してください。	道路交通騒音・振動の調査位置は軽井沢地区を出た所を設定しています。集落方向に入ると民家に車両が入りますので、一般車両の台数が奥に行くほど少なくなります。したがって、交通量が最も多いのは軽井沢地区の出口となりますので、その地点で交通量等を測定します。なお、予測については他の地点でも道路構造(道路幅員や道路勾配)を測定して予測することも可能です。	道路企画課
10	水質	208、210	当該意見については、「沈砂池からの排水が河川に到達するか否かの推定」如何に関わらず、現地調査により、濁水発生(浮遊物質)予測を行うべきという趣旨であり、予測手法の変更は求めておりません。 P208に記載のとおり、現地で採取した土壌の沈降試験を実施するとともに、当該結果と現場条件(濁水発生地点と予測地点の位置関係、沈砂池等の機能)を踏まえた濁水発生予測を実施してください。 (会議資料意見No.71)	予測手法の修正はご指摘を受けた変更ではなく、供用時の濁水の予測と同じように一般的に用いられる手法に変更としました。予測については方法書に記載した内容で調査を実施し、現地で採取した土壌の沈降試験を実施するとともに、当該結果と現場条件(濁水発生地点と予測地点の位置関係、沈砂池等の機能)を踏まえた濁水発生予測を実施します。	森林保全課

静岡県環境影響評価連絡会議委員からの意見等に対する事業者の見解
 ((仮称) 函南太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書) (追加)

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
11	土地定地の	57	ボーリング調査結果について、再度説明してください。 火山破屑物層1～3：ボーリング調査結果を転記したとのことであるが、当該結果を示してください。 (会議資料意見No.34)	準備書において示すように致します。	森林保全課
12	河川の変化	184	洪水調整池は、洪水時の河川流量について開発行為の影響を低減させる機能を有するものの、通常時や渇水時における河川流量については、調整機能を有していません。環境影響評価は、当該開発行為が洪水時のみならず、通常時や渇水時の河川流量に及ぼす影響(増減)も対象にしていると解されることから、貴社提供資料に記載された「調整池を設置するため、(河川の流量の変化を)項目として選定しない」は、理由としては不十分であり、河川流量の変化を評価項目として加えるべきと考えます。 (会議資料意見No.56)	今回の開発における河川流量の変化につきましては開発面積に係る流出係数の変化による、総流量が変化することは考えられますが、降雨時には流量調整が行われ、河川の変化(流量)は平準化されるものと考えられます。また、通常時及び渇水時においては河川の流量は少ないことから事業による影響は想定されないものと考えます。よって、周辺環境に与える影響は低減されると判断しておりますので河川の変化(流量)を環境影響評価項目として取り上げることは検討しておりません。	森林保全課
13	景観	241	フォトモニタージュ法による評価については、必ず地域住民の意見を踏まえるようにしてください。	可能な限り地域住民の意見を踏まえるようにいたします。	景観まちづくり課
14	景観	240～243	町の景観計画においては、主要な道路や河川が景観軸として記載され、良好な景観を形成するとの方針が示されています。 については、町の景観部局に確認の上、景観軸からのシークエンス景観の調査や評価について検討してください。	方法書に対する町長意見が出た場合には町の景観部局に確認の上、景観軸からのシークエンス景観の調査や評価について検討いたします。	景観まちづくり課
15	文化財	160	地方公共団体においても、文化財保護法第182条に基づいて国指定等以外の重要な文化財を指定して保存・活用に必要な措置を講じています。「駒形像」は函南町が民俗資料として指定している有形の民俗文化財ですので、周辺に存在する指定文化財として準備書への記載をお願いします。	「駒形像」を周辺に存在する指定文化財として準備書への記載をお願いします。	文化財課
16	廃棄物	17、23	残土の量が膨大(約10万m ³)であることから、場外搬出・場内処理それぞれのケースにおいて異なる環境影響が懸念されることから、準備書段階において、残土の処理方針を定めるとともに、当該方針に則した内容で具体的な環境影響評価を実施してください。(会議資料意見No.20)	残土の量が膨大(約10万m ³)であることから、場外搬出・場内処理それぞれのケースにおいて異なる環境影響が懸念されることから、準備書段階において、残土の処理方針を定めるとともに、当該方針に則した内容で具体的な環境影響評価を実施します。	森林保全課
17	廃棄物	23	林地開発許可申請の書類においては、伐採樹木の場内利用は計画されていない為、チップ化して場内処理する場合は、工法や施工箇所等の具体的な内容について、林地開発許可の変更手続きが必要です。 (会議資料意見No.27)	チップ化して場内処理する場合は、その様にいたします。	森林保全課
18	その他	182	静岡県環境影響評価技術指針に事業特性及び地域特性を考慮し事業実施にあたって環境の保全のために配慮すべき項目(配慮項目)として第1章第3の2(7)に記載のある「地域交通」について、評価項目に追加してください。 (会議資料意見No.55)	工事用車両の走行により交通量は発生しますが、平成27年度の道路交通センサスでは主要資材等搬出ルートは昼間が419台/12時間、全日が511台/日であるため、交通渋滞及び渋滞による交通安全の影響は想定されないことから、選定していません。また、より広域については本事業の通勤車両が朝の通勤時間帯に発生しますが、工事現場は軽井沢地区であるため、県道11号線の渋滞箇所(函南町役場前交差点、平成27年度全国道路交通センサス一般交通量調査結果の可視化ツール)の市街地方面とは反対方向となるため、交通渋滞への影響は小さいと考えます。準備書には、大型車など工事用車両の安全への配慮については、法定速度の遵守はもちろん、地元の車両や歩行者を優先した安全運転に努め、要所に「道路監視員を配置する」などの環境保全措置を準備書に記載します。	道路企画課